

住宅販売瑕疵担保保証金について他の債権者に先立って  
弁済を受ける権利を有することについての確認書

住所

氏名又は名称 殿

（法人にあつては、代表者の氏名）

特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律（以下「法」という。）第14条第2項第3号の規定により、下記のとおり、住宅販売瑕疵担保保証金について他の債権者に先立って弁済を受ける権利を有することについて確認した。

年 月 日

国土交通大臣

印

記

- 1 法第14条第1項の損害を受けた新築住宅の所在地
- 2 法第14条第1項の供託宅地建物取引業者の名称
- 3 住宅販売瑕疵担保保証金の供託をしている供託所の表示及び供託番号
- 4 法第14条第1項の損害賠償請求権の額